

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	5	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業者等に係る所得拡大促進税制の見直し		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>【制度の概要（現行の要件）】</p> <p>青色申告書を提出する事業者が、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度（個人の場合は平成26年から平成30年までの各年）に、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その事業者の雇用者給与等支給増加額（雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額）の基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合※以上であるとき（次の①及び②の要件を満たす場合に限る。）は、その雇用者給与等支給増加額の10%について法人税・所得税から税額控除ができることとする。ただし、上限を法人税額・所得税額の10%（中小事業者は20%）とする。</p> <p>① 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額を下回らないこと</p> <p>② 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を上回ること</p> <p>（注1）雇用者給与等支給額とは、各事業年度の所得の金額の計算上損金（個人の場合は必要経費）の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。</p> <p>（注2）基準雇用者給与等支給額とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度（基準事業年度という。個人の場合は平成25年）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。</p> <p>（注3）※を満たすのに必要な割合は、適用年度が平成26年度又は平成27年度である場合は2%、平成28年度は3%、平成29年度は4%、平成30年度は5%とする。ただし、中小事業者については適用年度が平成29年度又は平成30年度である場合3%とする。</p> <p><法人住民税の取り扱い></p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として本税制による税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者等については、本税制による税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。</p> <p>本件は所得拡大促進税制（法人税）の見直しに伴い、法人住民税法人税割の課税標準が影響を受けるものであり、法人住民税自体の見直しではない。</p> <p><事業税の取り扱い></p> <p>また、地方税法附則第9条第13項の規定において「租税特別措置法第四十二条の十二の四第二項第三号に規定する雇用者給与等支給額」と引用していることから、本要望により当該「雇用者給与等支給額」に社会保険料（法定福利費）を含むことにより、事業税にも影響が出る。</p> <p>【要望の内容】</p> <p>中堅・中小企業の賃上げを強力に後押しし、「成長と分配の好循環」を地域の中堅・中小企業にもたらしため、これら企業に対する所得拡大促進税制の支援措置を強化する。</p> <p>(1) 中堅・中小企業の税額控除を拡充</p> <p>中堅・中小企業については、雇用者給与等支給増加額の20%（中堅企業は法人税額の20%、中小企業は40%が上限）を税額控除する。</p> <p>(2) 中堅・中小企業に対しては、社会保険料（法定福利費）も対象とする</p> <p>中堅・中小企業については、雇用者給与等の算定基礎に社会保険料（法定福利費）も含むこととする。</p> <p>(3) 大企業分の見直し</p> <p>大企業については、足下の賃上げ動向を踏まえて所要の見直しを検討する。</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、地方税法附則第8条第9項 地方税法附則9条13項		

減収 見込額	[初年度] 精査中 (-) [平年度] 精査中 (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>少子高齢化の下での日本経済の持続的成長のためには、収益の増加、賃金・雇用の拡大を伴う成長と分配の好循環を地域の中堅・中小企業にもたすことが重要。雇用と所得を拡大し、好循環を創り出すための税制措置を実施することで、さらなる経済成長を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>大企業と中小企業の賃金水準の格差が拡大している中で、雇用・労働分配を拡大するためには、地域の中堅・中小企業に対し、より強力な後押しとなる本税制措置が必要である。また、中堅・中小企業においては、社会保険料負担も賃上げの大きなネックになっている。</p>
本要望に 対応する 縮減案	-
ページ	5—2

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済産業 1-1 経済基盤</p> <p>○日本再興戦略 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）（抜粋） 持続的な経済成長に向けた賃金・最低賃金の引き上げのための環境整備 全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環が持続・拡大されるよう、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等を図りつつ、引き続き、賃金引上げを推進するとともに、最低賃金について、年率 3%程度を目処として、名目 GDP の成長率にも配慮しながら引上げに努める。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）（抜粋） 近年の労働分配率は低下傾向にあり、こうした流れに歯止めをかける必要がある。平成 28 年春季労使交渉において、多くの企業において 3 年連続となる賃金・一時金の引上げを実現し、平成 29 年以降も企業収益に見合った賃金の引上げの流れが継続することが必要である。 最低賃金については、年率 3%程度を目途として、名目 GDP の成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が 1000 円となることを目指す。 これらを実現するため、所得拡大促進税制の活用や、中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援などの環境整備を進める。</p> <p>○ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）（抜粋） 強い経済、「成長」の果実なくして、「分配」を続けることはできない。成長か分配か、どちらを重視するののかという長年の論争に終止符を打ち、「成長と分配の好循環」を創り上げる。これは、日本が他の先進国に先駆けて示す新たな「日本型モデル」と呼ぶべきメカニズムである。 アベノミクスの成果を活用し、子育てや社会保障の基盤を強化する。新たな第二・第三の矢により、子育てや介護をしながら仕事を続けることができるようにすることで労働参加を拡大し、潜在成長率の底上げを図る。賃上げを通じた消費や民間投資を更に拡大し、成長戦略を進化させ、多様な方々の参加による多様性がイノベーションを通じた生産性向上を促し、さらに経済を強くする。 （中略） 最低賃金については、年率 3%程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が 1000 円となることを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。</p>				
	政策の達成目標	GDP 名目成長率 3%（政府目標）に合わせた賃上げの推進				
	<table border="1"> <tr> <td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td>平成 29 年度末まで</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>中堅・中小企業等における賃上げの促進</td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 29 年度末まで	同上の期間中の達成目標	中堅・中小企業等における賃上げの促進	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 29 年度末まで				
同上の期間中の達成目標	中堅・中小企業等における賃上げの促進					
政策目標の達成状況	平成 26 年度適用実績は以下のとおり。 大企業……4,075 件、1,688 億円 中小企業……74,186 件、790 億円 本税制措置の成果もあり、多くの企業において、平成 26 年以降 3 年連続で高水準の賃上げが行われている。					

有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本税制措置により、中堅・中小企業等の賃上げの促進が期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	GDP名目成長率3%（政府目標）に合わせた賃上げの推進という政策目標を達成するには、全国遍く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p><法人税> 平成 25 年度適用実績：10,874 件、420 億円 (内訳) 大企業：1,009 件、288 億円 中小企業：9,865 件、132 億円 平成 26 年度適用実績：78,261 件、2,478 億円 (内訳) 大企業：4,075 件、1,688 億円 中小企業：74,186 件、790 億円 ※出所：財務省「適用実態調査報告書」</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p><都道府県民税> 平成 25 年度実績：661,898 千円 平成 26 年度実績：3,948,394 千円 <市町村民税> 平成 25 年度実績：1,628,270 千円 平成 26 年度実績：9,713,050 千円 ※出所：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本税制措置の成果もあり、多くの企業において、平成 26 年以降 3 年連続で高水準の賃上げが行われている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気の好循環の実現</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 25 年度要望において新設。 平成 26 年度要望において拡充・延長。 平成 27 年度要望において拡充。</p>